

東京都医療機関向け 救急通訳サービス

救急で来院した外国人患者が日本語が不自由なために
診療等でお困りの場合に、電話による通訳を提供します

■事業に関する問合せ先■

東京都福祉保健局医療政策部医療政策課
03-5320-4448

■申込方法に関する問合せ・申込先（令和元年度）■

東京都医療機関向け救急通訳サービス事務局
（株式会社ブリックス内）

TEL: 03-5366-6018 FAX: 03-5366-6002

E-mail: tokyo-iryo@bricks-corp.com

〒160-0022 東京都新宿区新宿 4-3-17 Forecast 新宿 South4F

きゅうきゅう つうやくサービス
0570-099283

英語（English） 中国語（中文）

24時間365日

韓国語（한국어） タイ語（ภาษาไทย）
スペイン語（Español） フランス語（français）

平日 17:00 ~ 20:00

土日祝日 9:00 ~ 20:00

《利用の流れ》

STEP1. 事前の利用登録を行う※。

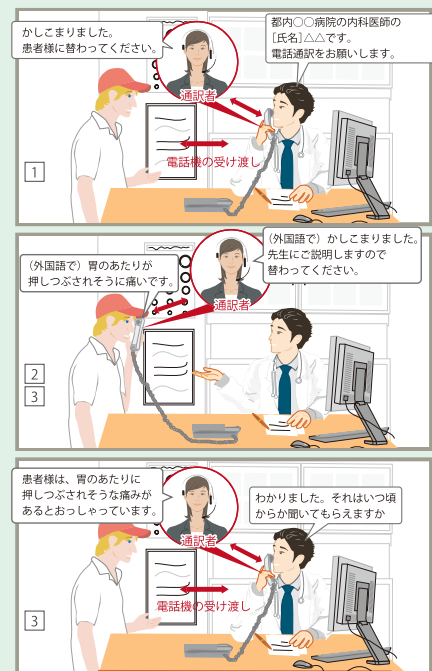
- (1) 東京都救急通訳サービス利用規程を確認してください。
(東京都福祉保健局のホームページをご覧ください。)
- (2) 利用登録書に必要事項を記入の上、東京都医療機関向け救急通訳サービス事務局に、メール・FAX・郵送のいずれかで提出してください。

STEP2. 外国人患者の同意



通訳の依頼に当たり、事前に口頭または書面で外国人患者の同意を得てください。(同意書の様式を用意しております。東京都福祉保健局のホームページをご覧ください、適宜ご利用ください。)

STEP3. 利用方法



- 1 通訳サービスの専用番号に電話します。

TEL : 0570-099283

- 2 通訳サービスに接続されます。

オペレータ：「東京都救急通訳サービスでございます」

担当者：「外国人の患者様がいらしておりますので通訳をお願いします」

医療機関	部署名 (例：外来)	ご担当者様名	通訳言語
------	---------------	--------	------

をオペレータに伝えます

オペレータ：「かしこまりました。それでは受話器を患者様にお渡し頂けますか？」

- 3 受話器を患者様に渡してください。

オペレータが患者様にご用件を伺います。

その後は、会話が終了するまで通訳者の指示に従い受話器の受け渡し等をしながら患者様と交互にお話ください。(電話のスピーカー機能を利用すると便利です。)

登録方法の詳細については
東京都福祉保健局ホームページよりご確認ください。

福祉保健局 URL :

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/iryoy/>

[iryoy_hoken/gaikokujin/kyukyutsuyaku.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/iryoy_hoken/gaikokujin/kyukyutsuyaku.html)

【こんな時にご利用ください】

- ・ 体調不良になった外国人患者が救急搬送されてきた／夜中救急外来に受診してきた。
- ・ 患者は日本語が話せないが、院内に通訳がおらず、スタッフも対応できない。

【注意事項】

- ・ 事前登録が必要です。
なお、利用登録をしていない医療機関からの通訳依頼については、緊急の場合には対応いたしますが、利用後に登録をしてください。
- ・ 通訳の利用にあたっては外国人患者の同意が必要です。
- ・ 医療機関からの依頼により通訳を実施します。
(患者からの依頼はできません。)
- ・ 医療機関従事者・患者以外の第三者との通訳は一切行いません。
- ・ 通話料は医療機関の負担です。
- ・ サービス利用料は無料です。
- ・ 都及び東京都医療機関向け救急通訳サービス事務局は、通訳過誤等について、医療機関及び外国人患者に対して賠償責任を負いません。